平成２５年（フ）第３５号
埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷141番地１　レジデンスメイセイ104号、前住所埼玉県入間郡毛呂山町大字川角636番地２
債務者　市川　治正
１　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１９８７号
名古屋市西区比良４丁目375番地　サンテラス森403号
債務者　三石　順子
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４９７号
名古屋市天白区植田南２丁目226番地　マンション植田402号、従前の住所名古屋市中区大須３丁目８番10号　矢場ビル６階
債務者　上野　翔大
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５３９号
愛知県春日井市岩成台８丁目４番地１　601号棟1101号室
債務者　山口　真一
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７５７号
東京都目黒区東山１丁目29―８―201
債務者　荒川　雅代
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８６号
東京都葛飾区水元３丁目５―10
債務者　岡田由紀子（旧姓川越）
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１５号
東京都江戸川区一之江３丁目３―24
債務者　小濱　京子
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３１号
神奈川県川崎市多摩区西生田５丁目10―16　アーバンライフＣ102
債務者　浦田　直樹
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３２号
東京都品川区荏原５丁目８―２　キョウワレジデンス１―303
債務者　廣澤　　隆
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７３号
東京都練馬区豊玉中２丁目３―14―203
債務者　佐藤　清治
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７５号
神奈川県横浜市緑区白山２丁目32―15　綿屋荘６号
債務者　清水　一郎
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８３号
東京都江東区亀戸２丁目６―２―526
債務者　石井美智子
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９４号
東京都品川区西五反田３丁目６―38―2013
債務者　水谷　雅子
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９５号
東京都世田谷区経堂１丁目７―10―301
債務者　佐藤　京子
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９６号
埼玉県さいたま市浦和区領家６丁目24―14―108
債務者　内木　　昇
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９７号
千葉県大網白里市みずほ台２丁目10―９―201
債務者　小暮　政行
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部